

1 申請について

(1) 提出期限 令和6年4月26日(金)

(2) 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年2月末日までを原則とする。

なお、補助金交付決定は申請後となるので、4月1日から交付決定までに事業を実施した場合、領収書を保管しておくこと。

(3) 提出する書類 ※規程集参照

- ① 変更申請書 (別紙) ※4月17日(水)までに提出
- ② 補助金申請書 (様式1-1)
- ③ 収支予算書 (様式1-2)
- ④ 請求書 (様式1-3)
- ⑤ 事業計画書 (様式1-4)

(4) 提出先

〒889-2151 宮崎市大字熊野字島山1443-12

ひなた宮崎県総合運動公園受付・案内所2F

公益財団法人宮崎県スポーツ協会事務局 競技力向上部国スポ担当

TEL 0985(58)5633 FAX 0985(58)5630

2 報告について

(1) 提出期限 第一次締切 2月10日、令和7年3月10日まで

(2) 提出する書類 ※規定集参照

- ① 補助金報告書 (様式2-1)
- ② 収支決算書 (様式2-2)
- ③ 事業実施状況(実績報告) (様式2-3)
- ④ 証憑書類等の原本

(3) 提出先

公益財団法人宮崎県スポーツ協会 競技力向上部国スポ担当

3 留意点

(1) 補助金決定に係る通知は、各種別監督等に必ず周知すること。

(2) 補助金執行に関する取扱い及び選手強化補助金交付要項に基づき適正に執行すること。

(3) 対象経費一覧表・提出書類一覧表を確認すること。

4 強化費の算定内訳

- | | | |
|-----------------------------|------|--|
| (1) 特技強化対策事業費
(遠征・合宿7回) | 配分基礎 | 関東地区遠征(3泊4日1回)
関東地区遠征(2泊3日1回)
九州地区遠征(3泊4日2回)
九州地区遠征(1泊2日1回)
県内合宿(3泊4日2回) |
| (2) 最重点強化対策事業費
(遠征・合宿7回) | 配分基礎 | 関東地区遠征(3泊4日1回)
九州地区遠征(3泊4日3回)
九州地区遠征(1泊2日1回)
県内合宿(3泊4日2回) |
| (3) 重点強化対策事業費
(遠征・合宿6回) | 配分基礎 | 関東地区遠征(1泊2日1回)
九州地区遠征(2泊3日3回)
県内合宿(2泊3日2回) |
| (4) 発展強化対策事業費
(遠征・合宿5回) | 配分基礎 | 九州地区遠征(2泊3日2回)
九州地区遠征(1泊2日1回)
県内合宿(2泊3日2回) |
| (5) 育成強化対策事業費
(合宿7回) | 配分基礎 | 県内合宿(2泊3日3回)
県内合宿(1泊2日4回)
※九ブ口通過後 県内合宿追加 |
| (6) 県外施設遠征支援 | | |
- 県内に施設が未整備の競技については、強化費を充当する。

5 その他

- (1) 強化費の算定内訳は、あくまでも算定基礎であって、事業内容を効率よく実施し、この算定基礎の場所にこだわらず、関東遠征を東北や関西方面へ変更したり、県内を県外方面などに変更しても構わない。
- (2) 補助金という性質上、遠征及び合宿の回数等については、配分基礎相当以上の事業を実施し、決算額が補助金額を上回るようにすること。
- (3) 内示額の変更申請書は、4月17日(水)までに提出すること。
- (4) 内示した補助金は、年間を通した額なので効果的に執行すること。
- (5) 九ブ口敗退による戻入の必要はないこと。
- (6) 育成競技種別については、九ブ口通過後の追加配分を行うこと。
- (7) 次年度の指定については、第3回企画・強化・育成委員会で決定する。